

第154号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,084	200,637	261,482	330,070	418,471
	2	157,593	202,346	263,996	332,283	420,282
	3	159,101	204,056	266,309	334,596	422,092
	4	160,610	205,766	268,622	336,708	423,801
	5	162,319	207,576	271,237	339,021	425,310
	6	164,230	209,286	273,650	341,234	426,819
	7	166,041	210,995	275,863	343,547	428,729
	8	167,851	212,604	278,076	345,860	430,640
	9	169,661	214,415	280,389	347,771	432,451
	10	171,773	216,326	282,702	349,883	434,261
	11	173,784	218,236	285,115	352,095	436,172
	12	175,796	220,147	287,328	354,207	437,982
	13	177,807	221,857	289,742	356,319	439,692
	14	180,020	223,868	291,854	358,330	441,602
	15	182,232	225,880	293,764	360,342	443,413
	16	184,445	227,891	295,776	362,353	445,323
	17	186,758	229,802	297,988	364,163	447,033
	18	189,373	232,517	300,503	366,074	448,843
	19	191,887	235,233	303,017	368,086	450,654
	20	194,401	237,948	305,732	370,097	452,464
	21	196,916	240,563	308,045	371,807	454,073
	22	198,625	243,379	310,660	373,718	455,783
	23	200,335	245,994	312,973	375,628	457,694
	24	202,045	248,709	315,689	377,539	459,403
	25	203,553	251,223	318,304	378,947	461,113
	26	205,263	253,738	320,617	380,758	462,722
	27	206,973	256,252	323,030	382,568	464,331
	28	208,582	258,565	325,243	384,479	465,840
	29	210,090	261,280	327,556	386,389	467,348
	30	211,800	263,694	329,567	388,300	468,656
	31	213,510	265,907	331,780	390,211	469,963
	32	215,219	268,119	333,992	392,223	471,271
	33	216,828	270,332	336,004	393,932	472,477
	34	218,639	272,544	338,116	395,642	473,181
	35	220,449	274,757	340,328	397,251	473,885
	36	222,259	276,768	342,440	399,061	474,589
	37	223,868	279,081	344,552	400,268	475,193

	38	225,679	281,093	346,664	401,777
	39	227,489	283,003	348,877	403,185
	40	229,299	285,015	350,989	404,593
	41	231,009	286,825	353,101	406,302
	42	232,718	289,239	355,213	407,710
	43	234,328	291,552	357,224	409,018
	44	235,937	294,066	359,336	410,526
	45	237,546	296,178	361,247	412,135
	46	238,954	298,692	363,258	413,443
	47	240,261	301,006	365,270	414,951
	48	241,468	303,721	367,281	416,560
	49	242,977	306,135	368,991	418,270
	50	244,485	308,548	370,801	419,678
	51	245,692	311,063	372,712	421,287
	52	247,201	313,376	374,723	422,796
	53	248,407	315,689	376,634	424,505
	54	249,614	317,901	378,444	426,014
	55	251,022	320,013	380,255	427,623
	56	252,128	322,226	381,964	429,232
	57	253,436	324,438	383,473	430,741
	58	254,542	326,550	385,082	432,249
	59	255,648	328,763	386,792	433,456
	60	256,855	330,774	388,501	434,663
	61	258,163	332,886	389,708	435,870
	62	259,470	334,998	391,116	437,177
	63	260,878	337,211	392,524	438,485
	64	262,085	339,423	393,832	439,692
	65	263,392	341,334	395,240	440,898
	66	264,901	343,547	396,446	442,105
	67	266,409	345,659	397,854	443,312
	68	268,119	347,871	399,262	444,519
	69	269,628	349,782	400,570	445,726
	70	271,036	351,693	401,877	446,933
	71	272,444	353,805	403,285	448,139
	72	273,852	355,816	404,593	449,346
	73	274,958	357,526	405,900	450,453
	74	276,366	359,437	407,308	451,056
再任用	75	277,774	361,247	408,716	451,559
教育職	76	278,981	363,158	410,023	452,062
員以外	77	280,389	365,069	411,230	452,565
の教育	78	281,596	366,778	412,437	
職員	79	282,802	368,488	413,744	
	80	284,009	370,097	415,152	

81	285,115	371,606	416,460
82	286,322	373,114	417,667
83	287,529	374,623	418,672
84	288,736	376,031	419,879
85	289,943	377,137	421,086
86	291,049	378,545	422,293
87	292,155	379,953	423,500
88	293,362	381,260	424,505
89	294,569	382,568	425,612
90	295,675	383,875	426,617
91	296,882	385,082	427,623
92	298,089	386,389	428,629
93	298,793	387,697	429,534
94	299,799	388,803	430,339
95	300,905	390,111	431,143
96	302,112	391,317	431,948
97	303,117	392,725	432,752
98	304,224	393,731	433,154
99	305,229	394,837	433,557
100	306,336	395,843	433,959
101	307,241	396,748	434,361
102	308,347	397,754	434,663
103	309,453	398,860	434,965
104	310,459	399,966	435,266
105	311,063	400,670	435,568
106	311,968	401,576	435,870
107	312,772	402,481	436,172
108	313,577	403,386	436,373
109	314,482	404,190	436,574
110	314,884	405,095	436,876
111	315,286	405,900	437,177
112	315,789	406,705	437,378
113	316,393	407,308	437,580
114	316,795	408,012	437,881
115	317,298	408,716	438,183
116	317,801	409,420	438,384
117	318,404	410,023	438,585
118	318,907	410,526	
119	319,309	410,929	
120	319,812	411,331	
121	320,315	411,733	
122	320,717	412,035	
123	321,220	412,337	
124	321,723	412,538	

125	322,326	412,739			
126	322,628	413,040			
127	322,930	413,342			
128	323,231	413,543			
129	323,433	413,744			
130	323,734	414,046			
131	324,036	414,348			
132	324,338	414,549			
133	324,539	414,750			
134	324,740	415,052			
135	324,941	415,354			
136	325,243	415,555			
137	325,545	415,756			
138	325,746	416,058			
139	326,047	416,359			
140	326,349	416,560			
141	326,550	416,762			
142	326,751	417,063			
143	327,053	417,365			
144	327,254	417,566			
145	327,556	417,767			
146	327,757				
147	328,059				
148	328,361				
149	328,562				
150	328,763				
151	329,065				
152	329,366				
153	329,567				
再任用 教育職 員	234,529	275,058	303,922	332,182	416,762

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が 3 級であるものの給料月額、この表に定める額に7,743 円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第1に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの（以下「行9級相当教育職員」という。）に対しては、支給しない。

第18条第2項中「みち」を「途」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第18条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの（以下「行8級相当教育職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第19条第1項中「がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行9級相当教育職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに教育職員となった者に扶養親族がある場合又は教育職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項

第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、「至った場合」の次に「及び行 9 級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「に扶養親族」の次に「（行 9 級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、行 9 級相当教育職員から行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員以外の教育職員となった日、教育職員に扶養親族（行 9 級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行 9 級相当教育職員以外の教育職員から行 9 級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行 9 級相当教育職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行 9 級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている教育職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教育職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は教育職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている教育職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親

族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている教育職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級相当教育職員が行9級相当教育職員以外の教育職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級相当教育職員が行8級相当教育職員及び行9級相当教育職員以外の教育職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教育職員で行9級相当教育職員以外のものが行9級相当教育職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教育職員で行8級相当教育職員及び行9級相当教育職員以外のものが行8級相当教育職員となった場合
- (7) 教育職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第24条第5項中「職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)別表第1に掲げる」を削る。

第25条第2項中「100分の80」を「100分の77.5」に、「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 8 項から第 10 項までの規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 25 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び附則第 5 項から第 7 項までの規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定による改正後の給与条例第 25 条第 2 項の規定は平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成 28 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成 28 年 4 月 1 日（以下この項及び次項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成 26 年改正条例附則の規定の適用を受ける教育職員の給料の額の特例)

- 5 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年島根県条例第 52 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 項の規定の適用を受ける教育職員（同項に規定する特定教育職員に限る。）で、第 1 条の規定による改正後の給与条例附則第 12 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額が、第 1 条の規定による改正前の給与条例附則第 12 項本文の規定により定められる給料月額と平成 26 年改正条例附則第 5 項の規定により定められる給料の額との合計額に達しないこととなるものの同項の規定による給料の額は、適用日から

この条例の施行の日の前日までの間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その差額に相当する額を加えた額とする。

6 平成26年改正条例附則第7項の規定の適用を受ける教育職員について、前項の規定の適用を受ける教育職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第7項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

7 平成26年改正条例附則第8項の規定の適用を受ける教育職員について、前2項の規定の適用を受ける教育職員との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、平成26年改正条例附則第8項の規定による給料の額の特例を定めるものとする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの(以下「行8級相当教育職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教育職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(教育職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職

員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教育職員となった者に扶養親族がある場合又は教育職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者が

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った

ある場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母

者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する等がある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合（前号に該当する場合等がある教育職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を除く。）

く。）

族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族

」

（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とある

のは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当教育職員以外の教育職員から行9級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教育職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教育職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

9 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第1項ただし書及び第19条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第3項及び第

19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるもの（以下「行8級相当教育職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当教育職員以外の教育職員から行9級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

10 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改

正後の給与条例第18条第1項ただし書並びに第19条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行8級相当教育職員」とあるのは「行8级以上相当教育職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級相当教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級相当教育職員から行9級相当教育職員以外の教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員以外の教育職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級相当教育職員以外の教育職員から行9級相当教育職員となった教育職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教育職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教育職員が行9級相当教育職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級相当教育職員にあっては、扶養親族たる子に

限る。) 」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 8 級相当教育職員が行 8 級相当教育職員及び行 9 級相当教育職員」とあるのは「行 8 級以上相当教育職員が行 8 級以上相当教育職員」と、同項第 6 号中「行 8 級相当教育職員及び行 9 級相当教育職員」とあるのは「行 8 級以上相当教育職員」と、「が行 8 級相当教育職員」とあるのは「が行 8 級以上相当教育職員」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 11 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。